

令和8年度事業計画書

1 基本方針

市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ）、新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）及びインターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）（8月分及び9月分）の収益金及びその運用益を活用し、埼玉県内の市町村の振興を図り、住民福祉の増進に資することを目的として、市町村への貸付事業をはじめ市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施していくこととする。

2 事業計画

（1）市町村に対する資金貸付事業（定款第4条第1項第1号）

市町村に対し、災害関連事業及び施設等整備事業の資金として、長期の資金貸付を行う。

区分	長期貸付
予算額	50億円
貸付対象事業	災害関連事業及び緊急に整備を要する施設等整備事業等
貸付期間	5年以内（据置1年以内） 10年以内（据置2年以内） 15年以内（据置3年以内） 20年以内（据置3年以内）
償還方法	半年賦元金均等償還又は半年賦元利均等償還

（2）市町村振興宝くじ交付金の交付事業（定款第4条第1項第2号）

埼玉県から交付される市町村振興宝くじ交付金（サマージャンボ宝くじ納付金、ハロウィンジャンボ宝くじ納付金及びクイックワン（8月分及び9月分）納付金）を、地方財政法第32条に規定する事業を行う市町村（政令指定都市を除く。）に交付する。

(3) 市町村振興事業に対する助成事業（定款第4条第1項第3号）

市町村振興のために実施する事業及び市町村で構成する団体が行う事業に対して助成する。

ア 「彩の国さいたま人づくり広域連合」が行う研修事業等の市町村分経費（政令指定都市分経費を除く。）を負担する。

イ 埼玉県市長会、埼玉県町村会、埼玉県市議会議長会及び埼玉県町村議会議長会が行う研修事業等に対し助成する。

ウ 一般財団法人地域活性化センターの市町村会費分（政令指定都市会費分を除く。）に対し負担する。

エ 埼玉県市町村公共工事適正化協議会が一般財団法人建設業技術センターと契約するJICSに係る市町村基本利用料（政令指定都市利用分を除く。）を助成する。

(4) 市町村の振興に資するための研修事業（定款第4条第1項第4号）

ア 市町村トップセミナーの開催

市町村における当面する諸課題をテーマに、市町村長及び市町村議会議長に対しセミナーを実施する。

イ 市町村職員の専門的研修会の開催

市町村職員を対象に、資質及び能力の向上を図り、自治体運営等に資することを目的とした研修会を実施する。

(5) その他法人の目的を達成するために必要な事業（定款第4条第1項第5号）

当法人の主な財源となる市町村振興宝くじ等による交付金収入の安定確保を図るため、市町村振興宝くじ等販売促進のための広報宣伝活動を実施する。